

(重要) 本事務連絡は、新型コロナウイルス緊急事態の終了等に係る事項について周知するものです。「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年9月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)を併せて確認の上、関係者に周知願います。

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

9月28日に決定された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了等について

令和3年9月28日に、新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「本部」という。)において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了した。

また、重点措置区域についても、同日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下、「基本的対処方針」という。)、「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年9月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡、以下「内閣官房事務連絡」という。)においては、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

また、内閣官房事務連絡 P13「6. 技術実証の枠組の下での行動制限の緩和に当たっての留意事項について」において、技術実証を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策推進室に事前に相談いただきたい旨の記載がございますが、その際文化庁の下記連絡先にも同報いただきますようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- 令和3年9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030928.pdf

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了（令和3年9月28日発出）

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210928.pdf

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月28日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210928.pdf

- 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（概要）（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030928_1.pdf

- 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030928_2.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--